

## 社会福祉法人貴峯 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人貴峯(以下「法人」という)が運営する事業所において、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

### 1 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

法人の各事業所における感染症の予防及びまん延防止のために、感染予防対策を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、法人の「感染症発生時における事業継続計画」や「社会福祉法人貴峯 職員倫理綱領」、「職員行動指針」などの規範を遵守し、適正な感染対策の取り組みを行う。

### 2 感染症予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

#### (1) 平常時の対応

##### ア 委員会の設置

- (ア) 感染症の予防及びまん延防止の検討するために、「感染症対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- (イ) 委員会は、施設長、支援部長、総務部長、課長及び課長補佐、地域支援センター主任、健康管理職員、管理栄養士嘱託医師等で構成する。委員長は貴峯荘施設長とし、事務局は支援部に置く。
- (ウ) 委員会は概ね、3か月に1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて開催し、検討結果を職員に対して周知徹底する。
- (エ) 委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - a 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
  - b 指針・マニュアル等の整備・改正
  - c 感染症等発生時の対応の検討
  - d 最新の情報の把握、整理、全職員への周知
  - e 感染症対策に関する職員への研修(年2回以上)・訓練(年2回以上)の企画及び実施

##### イ 日常時の対応

法人の策定した「感染症発生時における業務継続計画」に沿って、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、次の事項を実施する。

- (ア) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。

- (イ) 職員の標準的な感染対策として、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行う。
- (ウ) 身体介助の際には、次の事項について徹底します。
  - a 食事介助の前に必ず手洗いを行う。特に排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行い。介護職員が食中毒等の病原体の媒介者とならないように注意を払います。
  - b 排泄介助(おむつ交換を含む)は、必ず使い捨て手袋を着用して行い、使い捨て手袋は1ケアごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行う。
  - c 膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは、使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う。
  - d 血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないように使い捨て手袋を使用する。

## (2) 発生時の対応

- ア 日常の業務に関して感染事例または感染恐れのある事例が発生した場合には、「感染症発生時における業務継続計画」に従い、直ちに発生状況の把握に努める。
- イ 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止として」として、以下の防止策を実施する。
  - (ア) 生活空間・動線の区分け(ゾーンニング・コホーティング)
  - (イ) 消毒
  - (ウ) ケアの実施内容・実施方法の確認
  - (エ) 濃厚接触者への対応
- ウ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、「感染症発生時における業務継続計画」に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のために、すみやかに報告を行う。
  - (ア) 嘱託医 高山秀明医師(高山医師)  
連絡先 0463-31-2578
  - (イ) 医療機関 平塚市民病院  
連絡先 0463-32-0015
  - (ウ) 保健所 平塚保健福祉事務所 保健予防課  
連絡先 0463-32-0130
  - (エ) 指定権者 神奈川県 障害サービス課福祉施設グループ  
連絡先 045-285-0738

### 3 指針の閲覧等

- (1) 指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は、定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。
- (2) 指針は、事業所に据え置くとともに、本会ホームページに掲載する。

#### 附 則

この指針は、令和6年 4月1日より施行する。

#### 附 則

この指針は、令和6年12月1日より施行する。

